

2003年9月22日
(行刑改革会議第2分科会)

日弁連提言「市民参加による社会に開かれた刑務所への改革を 求める」について

弁護士 岩田 研 二 郎

(日弁連行刑改革会議バックアップチーム事務局次長、
大阪弁護士会)

日弁連が、本年6月に発表した「市民参加による社会に開かれた刑務所への改革を求める」との提言について、その理由などを補足しながら説明を行う。

第1 市民参加による透明性の確保と不服申立て制度の整備

1 刑事施設視察委員会(仮称)の新設

(提言の趣旨)

- (1) 刑事施設(刑務所、拘置所)ごとに刑事施設視察委員会(仮称)を設置する。
- (2) 刑事施設視察委員会には、市民が委員として参加するものとし、専門家委員と共同して役割を果たす。
- (3) 刑事施設視察委員会は、施設へ立ち入る権限、職員の監視なく被収容者と面談する権限、書類を閲覧する権限を有し、処遇や刑務所運営についての意見具申、勧告を行う。
- (4) 刑事施設内にメールボックスを設置し、被収容者はこれに手紙を投函することができる。このメールボックスは刑事施設視察委員会のみが開けることができる。

(提言の理由)

(1) 改革の理念は「市民参加と情報公開」

2002年に、名古屋刑務所における受刑者に対する人権侵害事件が起こり、2名の死者と1名の重傷者に関して、複数の刑務官が特別公務員暴行陵虐致死傷事件で起訴され、現在、他にも同種の事件が多数の刑務所・拘置所に及んでいることが明らかになっている。

法務省は、この事件を契機に、有識者からなる「行刑改革会議」を設置し、一切の聖域をもうけないという立場で、抜本的な行刑改革のための提言づくりが開始されている。

日本の刑務所などの刑事施設における人権侵害は、その閉鎖性と密室性が大きな要因であり、それを打破して、「社会に開かれた刑務所」に変え

ていかなければ、抜本的な改革は不可能である。

人権保障と国民主権を実現する21世紀にふさわしい改革の理念をうちだし、その理念にもとづく改革を行わなければならない。その改革の理念は、「市民参加」と「情報公開」である。

(2) 諸外国の実践

「市民参加による社会に開かれた刑務所」という行刑の社会化は、国際水準が求めている方向でもある。

イギリスでは、市民参加の「訪問者委員会」(Boards of Visitors、2003年4月よりIndependent Monitoring Boardsと改称)が刑務所ごとにつくられて日常的な訪問活動がされている。全国で1740名が任命されている訪問者委員会のメンバーは、各刑務所の近くに住む市民であり、日常的な刑務所の運営に関して意見を述べたり、受刑者の苦情の処理などに当たっている。

不服申立については「プリズン・オンブズマン」が審査する。プリズン・オンブズマン事務所は人権擁護のための専門的スタッフを備えており、不服内容を審査し、刑務所に具体的な改善措置を勧告することができ、多くの場合この勧告は尊重されている。

他に、長い歴史を持つ「刑務所監察官」による刑事施設の査察がおこなわれており、定期的または臨時の査察によって、刑務所の運営を評価する。査察官には著名な裁判官などが任命されている。このように、市民の参加のための組織と専門家による査察の二つの機能が別々の組織となって機能しているのである。

ドイツでは、行刑法162条以下に根拠を持つ「施設審議会」と呼ばれる市民から構成される委員会が、各刑事施設ごとに設置され、刑事施設の視察や受刑者と監視を受けずに面談を行うことができ、施設の運営や個別のケースについても改善の勧告を行っている。これに対して、行刑法109条以下には、受刑者が裁判所の決定を請求する訴えの制度があり、この中には取消訴訟や違法確認訴訟だけでなく、義務づけ訴訟や不作為義務確認訴訟なども可能である。このように、ドイツにおいても、市民参加の機関と不服申立機関とは分けられている。

オランダでは、すべての刑務所に市民と裁判官、弁護士、医師、公務員の専門家委員の合計10 - 12名で構成される「刑務所監督委員会」が設置され、それぞれ役割分担をしながら、受刑者との相談や問題解決の調停を担当している。正式の処分に対する法的な不服申立の審査のための組織は「刑務所監督委員会」の中に「特別不服委員会」が組織され、その委員長はしばしば裁判官が勤めている。オランダでは、市民参加の機関と不服申立機関は同じ委員会機構の中にあるが、機能としては分離されている。

(3) 国際水準の求める訪問、監督、査察組織

国連被拘禁者保護原則29項では、「1 関係法令の厳密な遵守を監督

するために、施設は、定期的に、抑留施設または刑事施設の運営に直接責任を有する機関とは区別された権限を有する機関により任命され、その機関に責任を負う、資格と経験を有する者により訪問されるものとする。」

「2 抑留された者もしくは拘禁された者は、1項にしたがって、抑留もしくは拘禁の施設を訪問する者と自由かつ完全に秘密を保障された状態で、コミュニケーションする権利を有する。ただし、施設の安全と規律を保持するための合理的条件に従うものとする。」と定められている。

また、ヨーロッパ刑事施設規則5項（ヨーロッパ評議会）でも「被拘禁者の個人的な権利の保障、特に拘禁措置の合法性は国内法規に準拠して司法当局または被拘禁者を訪問する権限を合法的に与えられ、かつ中央刑務局に所属しない合法的に組織された機関による監督によって確保されなくてはならない。」と定めている。

1984年に国連拷問等禁止条約が採択され、1999年に日本政府はこれを批准しているが、2002年12月に開催された国連総会では、拷問等禁止条約の選択議定書が採択され、あらゆる刑事施設を定期的および臨時に訪問し改善の勧告などを行う小委員会を国連の下に設置することを求め、同時に、各国の国内にも同様の査察機能を持った機関を設けることを定めている。この選択議定書は、わが国の刑事施設に広範に見られる閉鎖性と人権侵害の救済が困難である状況を改善するうえで極めて重要な制度的な提案を含んでいる。

（4）市民委員と専門家委員の両者が参加する視察委員会の設置を求める

以上のように、密室となり人権侵害が起りやすい刑事施設を社会に開かれたものとすることで、人権侵害を抑止し、刑事施設に対する社会の関心を高めることが、いろいろな工夫をしながら各国で実施されている。

今回の名古屋刑務所事件に端を発した刑務所、拘置所における不審死亡事案などを検討すると、外部からの目が全くないところの密室性、閉鎖性がその大きな原因であることがわかる。

今回の行刑改革会議における改革論議においては、小手先の改革に終わるのではなく、密室性と閉鎖性を打破し、市民参加による社会に開かれた刑務所を実現することが不可欠である。

その仕組みとして、日弁連提言は、オランダ型を参考にし、市民委員と専門家委員の共同による第三者委員会として、刑事施設（刑務所、拘置所）ごとに「刑事施設視察委員会」（仮称）を設置することを提案している。

刑事施設視察委員会には、市民が委員として参加するものとし、市民委員の役割や専門家委員の役割のそれぞれの重要性を生かしながら、専門家委員と共同して役割を果たすこととする。

ここで市民委員が果たす役割だが、被収容者の相談や助言などを担当して、刑務所と社会の日常的な交流の役割を果たすこと、それを通して刑務所内で起っている人権侵害の芽をつみとることが求められる。被収容者

からの身体の不調、精神的な不安、将来などへの悩みなどを市民的な感覚で聴き取り、処遇部門へ伝えるなど、適切な処遇へのパイプ役になってもらうことができるのではないか。

提言には書かれていないが、専門家委員としては弁護士、医師は最低1名ずつは選任されることが求められ、その選任にあたっては、その刑事施設が所在する都道府県の弁護士会や医師会の推薦を尊重することが必要である。

また市民委員についても、意欲のある人材を求める必要があり、さまざまな分野からの推薦をはじめ、公募により人材を募ることも考えられる。

刑事施設視察委員会には、諸外国の同様の委員会に認められている施設へ立ち入る権限、職員の監視なく被収容者と面談する権限、書類を閲覧する権限を有し、処遇や刑務所運営についての意見や勧告を行う権限を有するものとする。

また、刑事施設視察委員会への容易なアクセス手段として、刑事施設内にメールボックスを設置し、被収容者はこれに手紙を投函することができることとし、このメールボックスは刑事施設視察委員会のみが開けることができることとする。

刑務所は、刑務所当局と被収容者という二元的な構造をしており、ともすれば対立的構造となる危険を有しているが、そこに市民などの参加する第三者機関たる視察委員会が関わりをもつことで、第3の次元を刑務所に持ち込むことになり、対立構造の危険を減少させる効果を生むことが考えられる。

今回の改革では、懲罰などの処分の不服申立機関を内部につくることで、改革をおさめようという動きが出てくると思うが、それでは、刑務所のありかたは全く変わらないのであり、従来どおり社会に閉ざされた刑務所として終わってしまい、21世紀の行刑改革の名に値しないものとなる。

2 刑事施設審査会（仮称）の新設

（提言の趣旨）

- （1）法務省の所轄外に、刑事施設審査会（仮称）を設置する。
- （2）刑事施設審査会は、刑事施設内における人権侵害の訴えや処遇に関する処分に対する受刑者の不服申立について実情を調査し、人権侵害の有無及び処分の適否について審査する。
- （3）刑事施設審査会は、定期的又は臨時的に刑事施設を訪問し、いつでも査察し、その結果にもとづき、刑事施設に対して意見を述べ、勧告することができる。

（提言の理由）

- （1）市民参加による訪問機関と外部査察の機関は分離すべき
市民参加による訪問機関と外部査察の機関はその目的も微妙に異なる

し、その機能も異なる。市民参加による視察委員会は、その規模と訪問の頻度からみて刑務所など施設ごとにつくられるべきである。

刑事施設における人権侵害の訴えや処遇に関する処分に対する不服申立については、裁判官や弁護士、人権擁護の専門的知識を有する者、医師など専門的な知識経験を持った者を中心に構成され、刑務所当局から独立して判断することができる機関の設置が必要で、その設置単位は、施設ごとではなく、都道府県単位が適当である。

先に見た、イギリス、ドイツ、オランダなどの諸国においても、これらの機能は分離されていた。

(2) 刑事施設審査会は法務省外に設置する必要がある

刑事施設における人権侵害の訴えや処遇に関する処分に対する不服申立について、現在国会に係属中の「人権擁護法案」により法務省の外局に設置される人権委員会に担わせるという意見がある。しかし、この法案では、人権委員会は、法務省の外局として、法務大臣の所轄の下に置かれるもので、その機関が、同じく法務省の管轄下にある刑事施設における人権侵害や不服申立を審査するというのでは、部内の不服申立とほとんど異ならない。

今回の提言で提案している刑事施設審査会の機能は、今後、日弁連が求める独立した人権擁護委員会がつくられたときは、その委員会の主要な担当分野として吸収されていくことになるであろう。

(3) 査察機能の独立性を求めるパリ原則と拷問禁止条約選択議定書

1993年に国連総会で採択された「国内人権機関の地位に関するパリ原則」によると、国内人権機関とは、人権保障のために機能する既存の国家機関とは別個の公的機関で、憲法又は法律に設置根拠を有し、人権保障に関する法定された独自の権限を持ち、如何なる外部勢力からも干渉されない独立性を有する機関であるとされている。そして、独立性のメルクマールとして人事と財源の独立性が指摘されている。

前述のように、拷問禁止条約選択議定書に基づいて国内査察機関を作ることが義務づけられている。この選択議定書の18条は「締約国は国内防止メカニズムの機能的独立性及び人員の独立性を保障する。」「国内防止メカニズムを設置する際、締約国は、人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）を十分考慮に入れる。」とされている。

このように、査察機能を持った機関が既存の国家機関とは別個、独立であり、機能的に独立していることが国際人権法上厳しく求められている。

(4) 結論

そこで、刑事施設における人権侵害の調査や不服申立の審査を担う外部

機関である「刑事施設審査会」を、弁護士、医師、ソーシャルワーカー、人権団体などの専門性を有する委員により構成し、法務省の所轄外におくことが必要である。

刑事施設審査会は、刑事施設内における人権侵害の訴えや処遇に関する処分に対する受刑者の不服申立について実情を調査し、人権侵害の有無及び処分の適否について審査することとする。

さらに、日弁連の提言は、この選択議定書が求める国内の査察機能をもつ機関として、この審査会を位置づけ、専門スタッフにより、査察を行わせ、その結果を社会に公表することとすることを提案している。

そのために、刑事施設審査会は、定期的又は臨時的に刑事施設を訪問し、施設へ立ち入る権限、職員の監視なく被収容者と面談する権限、書類を閲覧する権限を有しており、いつでも刑事施設を査察することができる。

イギリスにおいても、1980年に設立された独立の「刑務所査察局」(Prisons Inspectorate)がおかれ、約32人のスタッフには、専門家である査察官と研究者が含まれている。刑務所での職務経験がある査察官もいるという。すべての刑務所を2、3年ごとに査察し、改善勧告を行い、その査察報告書はインターネットで公開され、市民に、全国の刑務所の現状および問題点が知らされている。

刑事施設審査会にも、このような機能を果たすことを求めたい。

(5) 制度設計上の問題

今回の日弁連提言では、この刑事施設審査会の構成や規模、設置単位などについては、今後の制度設計の課題として詳細を確定していない。

日弁連は、1992年に「刑事被拘禁者の処遇に関する法律案」を公表したが、そこでは、不服申立の制度として、「刑務審査会」を都道府県ごとに設置するよう提案している。そして、審査会の構成は、裁判官1名、検察官1名、弁護士2名、学識経験者、地方自治体の教育、福祉、医療関係の職員3名としている。審査会の任務は、被収容者からの苦情の申出の調査、処遇に関する調査、死亡事案の死因調査などを行うものとしている。

今回の刑事施設審査会構想も、その延長上にある。

ところで、被収容者からの不服申立を審査するためには都道府県単位が適当だが、さきの国内査察機関としての役割を果たすためには、全国レベルでの情報の蓄積や処遇の監視も必要で、都道府県単位の審査機関だけでは不十分である。

学者研究者でつくられている刑事立法研究会では、刑務所ごとの刑事施設委員会のほかに、専門家により構成される中央刑事施設委員会を設置することを提案している。

したがって、国内査察機関としての制度設計をするうえでは、全国レベルの組織も必要となると思われるが、その場合も都道府県単位の審査会との連携なども視野にいれることが必要である。

また、査察機関が常に新鮮な問題意識をもつためにも、人権NGOとの

意見交換なども不可欠で、刑事立法研究会が提案するような市民からの意見聴取制度なども考案されるべきである。(本庄武「刑事施設のアカウンタビリティと第三者機関の役割」245ページ、「21世紀の刑事施設ーグローバル・スタンダードと市民参加」所収2003年、日本評論社)

3 従来の不服申立て制度の改善

(提言の趣旨)

従来からの不服申立て、処遇改善に関する制度である情願、巡閲、巡視制度などを、申立て内容が直接組織上部に届くようにする、担当者を増やす、頻度を増やす等、改善する。

(提言の理由)

従来からの不服申立てや処遇改善に関する制度である法務大臣への情願や刑務所長面接の制度については、これまで、実際には法務大臣や刑務所長自身が不服申立ての処理にあたっていなかったことが多いことが今回の名古屋刑務所事件を契機にあらためて明らかになった。

特に刑務所長面接については、不服を申し立てられた職員自身が、不服申立ての処理にあたるなどという極端なケースすら報告されているところである。だからこそ、根本的には、上記において提言したように、法務省所轄外に不服申立ての審査機関(刑事施設審査会〔仮称〕)を設置すべきなのであるが、この審査機関への不服申立て制度と並立して、簡易な申立・審査制度として、従来の不服申立て制度を維持・改善することに反対はしない。しかし、その限界について強く認識することが必要である。

また、例えば、名古屋刑務所事件を受けて、情願については現在は、法務大臣自身が目を通すようにしているとのことであるが、今後も、組織上部に不服申立ての情報が届くようにし、かつ上部自身が実際の処理をするようにすることが必要である。なお、その際、「情願」という名称自体が時代錯誤的であるから、改称を検討すべきであろう。

巡閲、巡視も不服申立てや処遇改善に関連する制度であるが、従来、効果的に機能していたとは到底、評価できない。したがってやはり上記に提言したとおり「刑事施設視察委員会(仮称)」における視察こそが重要である。巡閲、巡視制度の維持・改善についても反対はしないが、その限界について認識することが必要である。

第2 市民・地域社会との交流強化と情報公開

(提言の趣旨)

- (1) 刑事施設における処遇や運営に市民が参加できる仕組みをつくり、刑事施設視察委員会(仮称)による訪問活動やその他の文化、スポーツなどにおける交流を通じて、被収容者と市民とのコミュニケーションを促進する機会を拡大する。

- (2) 刑事施設における処遇に関する規則、通達、達示などの法規の公開、刑事施設での死亡・傷害等の事実の公表など、刑事施設の処遇や運営に関する事項の情報公開を積極的に行う。
- (3) 死刑については、執行場所の構造等が公表されるべきである。また執行後は、死刑の執行を受けた者の代理人や遺族等に対し、執行の事実、執行決定の理由等を通知すべきであり、執行の事実については、インターネットに公開し、マスコミに公表すべきである。
- (4) 刑事施設審査会（仮称）への調査申立て、弁護士会への人権救済申立てがあった場合には、当該申立てに関するすべての記録を当該機関に公開する。

(提言の理由)

1 運営への市民参加

行刑運営への市民参加としても、刑事施設視察委員会(仮称)による訪問活動を位置付けることができる。この委員会には、刑事施設の被収容者からのアクセスも確保されるべきであり、同委員会のみが開けることができるメールボックスを設置し、被収容者はこのメールボックスに手紙を投函できるようにするべきである。

また、被収容者と市民の間の文化、スポーツなどを通じた交流を強化することで、市民と被収容者との垣根を低くすることができる。フランスにおける行刑理念は、受刑者についても、市民としての権利を尊重し、塙の中にも市民のサークル（Association）などの組織が及ぶような仕組みとなっている。

刑事施設視察委員会などの市民による関与に限らず、広く市民や地域社会と刑務所内の被収容者との交流が行われるような仕組みも工夫される必要がある。

2 地域社会との交流の強化

地域社会との交流の強化の具体的論点は以下のとおりである。

(1) 現状

現状、一部の刑務所では、盆踊り大会に地元の民間の人を多数入れる等の地域との交流を行っているところもあるが、民間との交流をまったく行っていない刑務所の方が多いのではないかと推測される。

現状で、民間人が関与する制度としては、篤志面接委員と教誨師の制度がある。篤志面接委員は全国で約1200名で、実施回数は約1万5000回である。教誨師は全国で約1500名で、実施回数は約1万5000回である（法務省資料による）。

篤志面接委員や教誨師の行っている活動は、カウンセリングや教育、教養の分野に限定されている。また、篤志面接委員や教誨師は無報酬であり、民間の「善意」に期待している精度である。

(2) 問題点

現状の、刑務所と地域社会、民間との接点はあまりに少なすぎる。

やがて社会復帰する受刑者に対しては、一般社会に適応して生活して行かれるような矯正教育がなされるべきである。動作時限や規律に強制された刑務所は、一般社会とはまったく異なった社会であり、人間関係も狭い。そのような「特殊社会」でのトレーニングは、「畳の上の水練」でしかない。受刑者には、可能な限り一般社会と接触させることが、その社会性の維持・涵養に資するのである。

また、現在の刑務所は、秘密主義が強く、一般には刑務所がどのようなところか、ほとんど知られていない。民間人を幅広く処遇に関与させることにより、国民一般の矯正についての理解は深まり、受刑者や出所者の更生へ向けた努力に対する援助も期待できる。

(3) 改善の方向

抜本的には、外部通勤を認める等の施策が考えられるべきであるが、現状でも次のような形での地域社会との交流が考えられる。

地域から刑務所への交流

- (ア) 地域の公益団体（ロータリー・クラブや町内会等）に、可能な限り刑務所の行事や矯正教育等の改善に協力してもらおう。
- (イ) 運動会、盆踊りといった行事に、地域社会の協力を求め、参加してもらおう。民間人と受刑者がふれあえれば理想的だが、場所を仕切ったとしても、受刑者にとって大量の民間人に接することの意味、民間人にとって、「本物の刑務所に入って受刑者に接した」ことの意味は大きい。
- (ウ) 幅広い範囲のグループの見学を受け入れる（見学場所に配慮すれば、高校生くらいの見学は問題ない。）
- (エ) 現在の篤志面接委員と教誨師を拡大させ、より広い分野からの民間のボランティアを受け入れる。

報酬については、現行の篤志面接委員及び教誨師はまったくの無報酬である。たとえば教育の場面に、ただちに民間の営利教育システムを導入するということではないにせよ、まったくの無報酬では期待すべき協力にも限界がある。ある程度の報酬は考えて、予算化すべきではないだろうか（たとえば、現行の篤志面接委員、教誨師に実施1回あたり40000円の日当を支払うと、前記のとおり実施回数が合計約3万回であるから、年間1億2000万円の予算が必要になり、民間との協力を拡大してこれが倍になれば、予算も倍になるが、それほど過大な額ではないのではないだろうか。）

- (オ) 地域の図書館等の公共施設を、受刑者においてもアクセスできるように連携を広げる。優良な受刑者は、直接図書館を訪問させてもいいし、図書館から地域循環の貸し出すバスを刑務所にも運行させるとか、レフ

アレンスへの電子アクセスによって本の借出しを認める等、方法は様々である。

刑務所から地域への交流

- (ア) 受刑者を、刑務所外の公共的奉仕活動（道路掃除、草むしりから始まって、老人・身体障害者の介護等まで受刑者側、社会側の事情に応じて様々な可能性がある。）に従事させる。たとえば河原の缶拾いをして、きれいになった河原を見て満足感を得て、さらに近隣住民に感謝される、というだけで、受刑者に対する教育効果、地域に対する感銘力は相当なものがあるのではないだろうか。

現在の社会では、介護事業のように、人手が多数必要であってなかなか採算にのりにくい事業や、リサイクル事業のように初めから採算を度外視しなければならない事業について、どのように運営しなければならないかが社会的課題となっている（リサイクル事業などは、ほとんど補助金という名前の税金でまかなわれている。）。このような、不採算部門こそ、刑務所労働力を投入することが考慮されるべきであり、これにより、社会性のある不採算事業が軌道にのり、刑務所は一定の作業を確保でき、受刑者は、社会貢献の自覚ができるという、一石三鳥の効果が期待できる。

- (イ) 刑務所施設（たとえば図書館や、あいている時間の運動場）を、民間に開放する。

3 情報公開

行刑運営への市民参加を実現し、刑務所への市民の関心を高めるには、情報公開は不可欠で、刑事施設の処遇や運営に関する事項の情報公開が積極的に行われるべきである。

とりわけ、従来、取扱い注意として、開示されていなかった処遇に関する規則、通達、達示などの法規は、情報公開請求による開示を待つまでもなく、公表されるべきものである。

また、日本の刑務所では過去10年間に全国の刑務所、拘置所で1592名の被収容者が死亡しており、そのうち、十数名は、その死因に不審な点が残ったままである。イギリスでは、刑務所内での受刑者死亡事案については、検視官により公開の陪審法廷で死因を特定することとされている。

わが国においても、刑事施設内において死亡したり、重大な傷害を負った事案が発生したときは、その事実と原因を公表することは不可欠である。

情報公開の具体的課題は以下のとおりである。

(1) 通達などの内部法規類

現在、「実務六法矯正編」が作成されているが、一般には入手できないものとされている。これを改善し、例えば政府刊行物センター等において一般人も購入できるようにする。また、インターネット上でも公開すべきである。現に、警察庁のホームページでは、警察刷新会議の緊急提言を受

けて、訓令通達のホームページにおける公開がされている。

(2) 「所内生活の心得」(「所内生活のしおり」)、「遵守事項」

現在でも、情報公開法の手続きを経ることによって入手することができる。このような手続きを経なくとも国民が知ることができるよう、具体的な方策を検討すべきである。例えば、インターネット上の公開、刑務所での閲覧謄写の受付等である。また、既に日弁連が提唱している「刑事施設視察委員会」(仮称)が実現した場合には、これに寄託し、ここでも一般人の謄写閲覧を受け付けるものとすべきである。

(3) 「保安情報」

法務省矯正局では、「保安情報」という冊子が作成され、部内にのみ配布されている。ここには、刑事施設におけるいわゆる「保安事故」の内容やこれに対する対策等が掲載されているとのことである。事柄の性質上、同種事案の発生を助長するような方法での公表は避けられなければならないであろう。しかし、表現の内容等を配慮する形で作成された冊子を外部に対しても公開すべきである。

(4) 死亡・重大傷害事案に関する情報

刑事施設内における死亡事案について、刑務所から独立した機関においてその原因を確定、記録する制度を新設すべきである。その機関において、外部医師(法医学者を含む)と法律家を検死官とする検死手続を行い、検死記録を作成すべきである。その結果については、死亡者の遺族にその概要を報告することを義務づけると共に、遺族が閲覧謄写できるようにする。また刑事施設視察委員会(仮称)からの求めがあった場合、刑事施設審査会(仮称)への調査申立て、弁護士会への人権救済申立てがあった場合には、これを公開する扱いとすべきである。

さらに、すべての死亡事案、重大傷害事案について、インターネットに公開すること、マスコミに公表すべきである。

(5) 死刑の執行に関する情報

日弁連は、2002年11月22日に公表した「死刑制度問題に関する提言」の中で、死刑制度の存廃につき国民的論議を尽くすべきであり、その前提として、死刑制度に関する情報公開が必要であるとして、死刑に関するあらゆる情報をすみやかに国民に提供しよう提言している。

「国民に開かれた行刑」の実現を期すべき今回の行刑改革の理念に照らしても、以下のような内容が提供、公表されるべきである。

すなわち、まず、現行の死刑制度が適正な手続をもって行われているか否かを判断するため、執行決定の理由とその資料、死刑確定者の最終意思、健康状態、執行状況等についての情報が、執行を受けた者の代理人、遺族等に提供されることが必要である。

また現在の死刑執行方法が現在の科学、社会状況に照らして適切といえるのか否かを判断するため、具体的な執行場所の構造、しくみ、執行方法、執行直前から執行終了までの心身の状況等の情報が上記の者に対して提供

されることが必要である。

さらに死刑制度自体の存続、廃止を検討するためには、各国における死刑制度の動向、死刑制度存続、廃止の経緯や、被害者へのケアの内容などについての情報も提供されなければならない。

これらの情報提供、公表について、提供、公表すべき事実の範囲や方法に関しては、死刑執行を受けた者等のプライバシーの保護との調整等が必要であることは言うまでもない。その詳細は、今後の検討に委ねられなければならないところもあるが、死刑制度に関わる一般的情報はインターネット等によって広く公開されるべきであり、執行の事実については、マスコミに公表すべきである。また、死刑執行を受けた者の代理人や遺族等に対しては、より具体的な事実が開示、提供されるべきである。

(6) 調査申立て等

死亡事案等以外の案件でも、刑事施設視察委員会（仮称）からの求めがあった場合、刑事施設審査会（仮称）への調査申立て、弁護士会への人権救済申立てがあった場合には、これを公開する扱いとすべきである。

イギリス

(専門家スタッフによる不服申立審査)

(定期、随時の査察)

プリズン
オンブズマン

刑務所査察局
監察官

(査察報告書の公表)

A 刑務所

B 刑務所

訪問、相談

訪問、相談

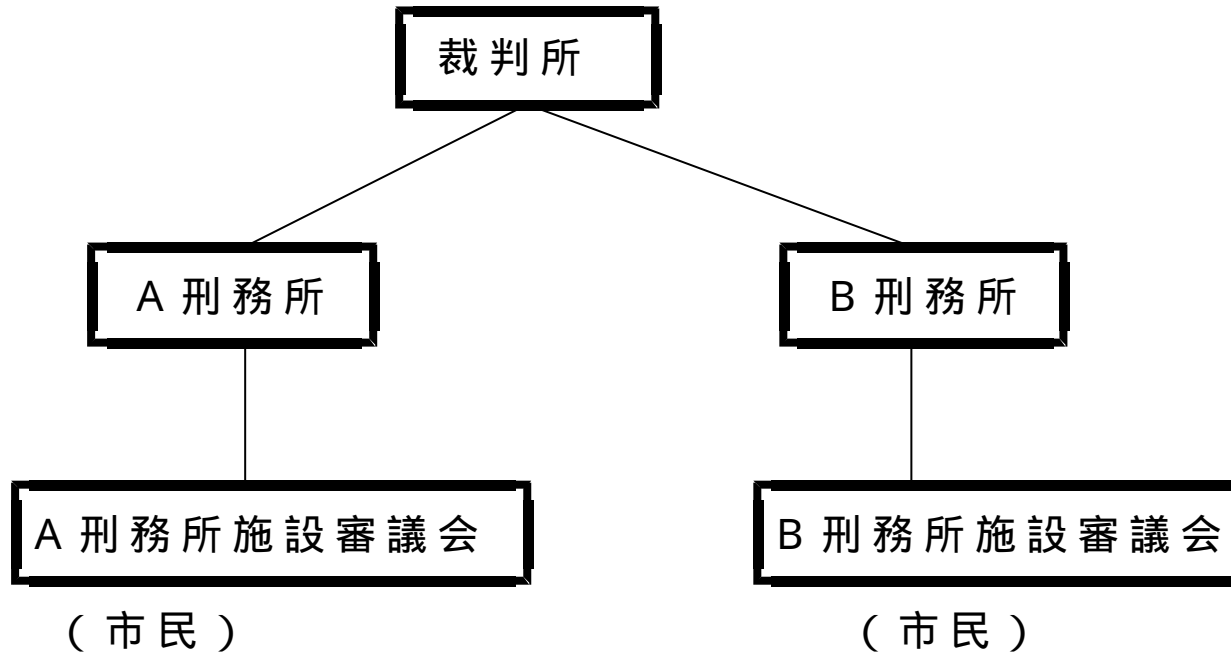
A 刑務所訪問者委員会

B 刑務所訪問者委員会

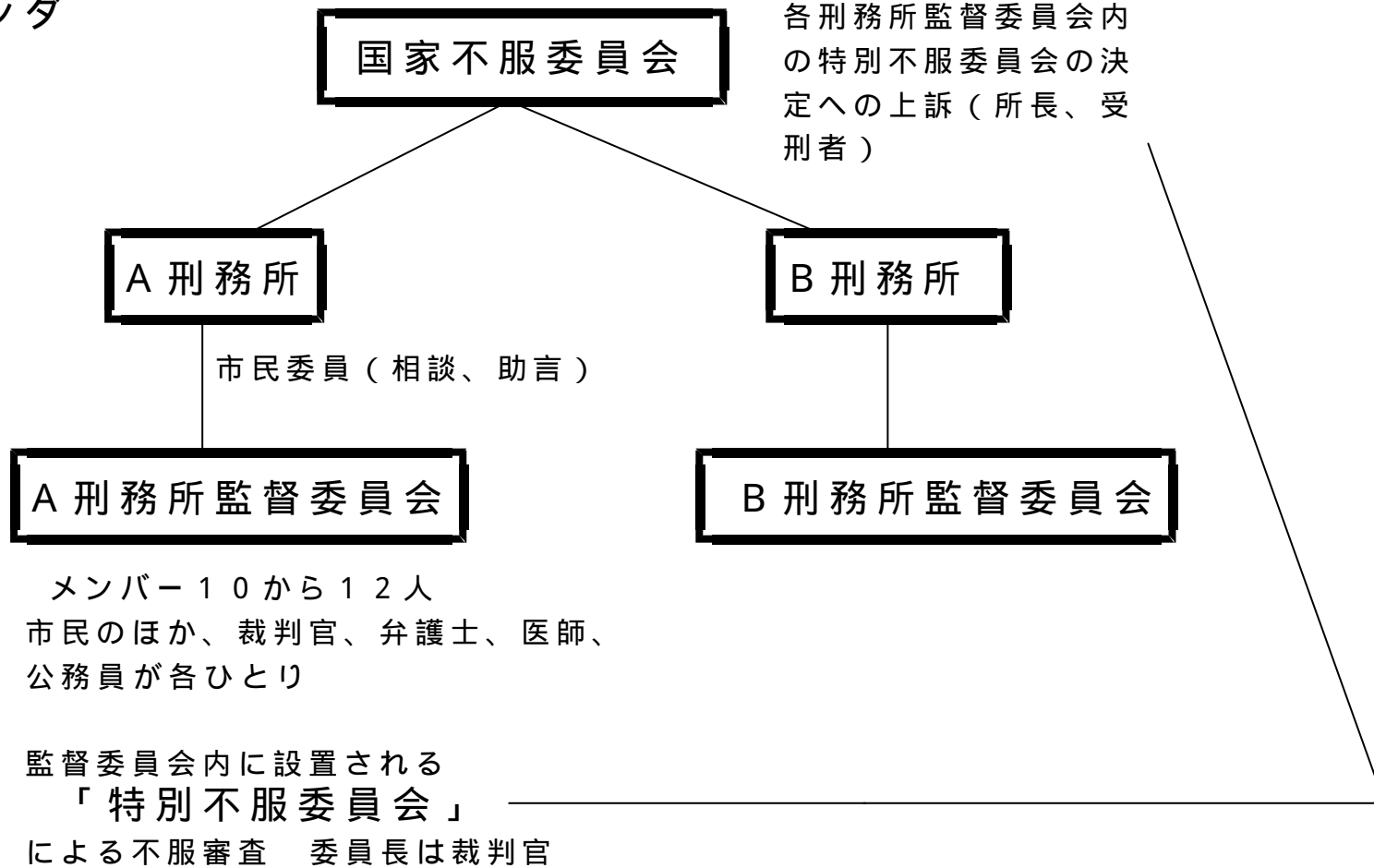
(市民委員)

(市民委員)

ドイツ



オランダ



日弁連提言（日本）

